

## 別表 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準(第3条関係)

### (1) 水道法違反に対する措置(行政処分に該当するもの)

R6.4.1

| 違反項目   | 根拠条文              | 関係法令条文  | 違反内容  | 措置内容                       |               |
|--------|-------------------|---|---|----------------------------|---------------|
| 指定要件違反 | 第25条の11<br>第1項第1号 | 第25条の3<br>第1項第1号  | 施行規則<br>第21条  | 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。 | 指定の取消しまたは文書警告 |
|        |                   | 第25条の3<br>第1項第2号  | 施行規則<br>第20条  | 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。  |               |
|        | 第25条の3<br>第1項第3号イ |   | 本人または代表者もしくは役員が、心身の故障により、給水装置工事の事業者を、適正に行うことが出来ない者として国土交通省令で定める者であることが判明したとき。         | 指定の取消し                     |               |
|        | 第25条の3<br>第1項第3号ロ |   | 本人または代表者もしくは役員が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。                                    |                            |               |
|        | 第25条の3<br>第1項第3号ハ |   | 本人または代表者もしくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 |                            |               |
|        | 第25条の3<br>第1項第3号ニ |   | 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。  |                            |               |
|        | 第25条の3<br>第1項第3号ホ |   | 本人または代表者もしくは役員が、業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。  |                            |               |
|        |                   | ①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。  | 指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告   |                            |               |
|        |                   | ②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。   |   |                            |               |
|        |                   | ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。   |   |                            |               |
|        |                   | ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。                                   |   |                            |               |
|        |                   | ⑤文書警告に従わないとき。   |   |                            |               |
|        |                   | ⑥その他の違反行為<br><br>(主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき、または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。) |   |                            |               |

|              |                   |                    |                          |   |                              |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------------|---|------------------------------|
| 主任技術者選任等義務違反 | 第25条の11<br>第1項第2号 | 第25条の4<br>第1項, 第2項 | 施行規則<br>第21条<br>第1項, 第2項 | 指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなかつたときは選任もしくは解任の届出をしないとき。   | 指定の取消または指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告 |
|              |                   |                    | 第3項                      | 給水装置工事主任技術者の選任において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所を兼任することとなる場合、その職務に支障がないことを確認しないとき。   | 指定の効力の停止3月以下または文書警告          |
| 届出義務違反       | 第25条の11<br>第1項第3号 | 第25条の7             | 施行規則<br>第34条・35条         | 事業所の名称および所在地等の変更届出を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき。<br>事業の廃止、休止、再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。  | 指定の取消または文書警告                 |
|              |                   |                    | 施行規則<br>第36条第1号          | 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかつたとき。   |                              |
| 事業運営基準違反     | 第25条の11<br>第1項第4号 | 第25条の8             | 施行規則<br>第36条第2号          | 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 | 指定の取消または指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告 |
|              |                   |                    | 施行規則<br>第36条第3号          | 管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。  |                              |
|              |                   |                    | 施行規則<br>第36条第4号          | 給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しないとき。   |                              |
|              |                   |                    | 施行規則<br>第36条第5号イ         | 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。(令第5条:給水装置の構造及び材質の基準)   |                              |

|               |                   |        |                  |  |                               |
|---------------|-------------------|--------|------------------|--|-------------------------------|
|               |                   |        | 施行規則<br>第36条第5号ロ | 給水管および給水用具の切断, 加工, 接合等に適さない機械器具を使用したとき。                                      |                               |
|               |                   |        | 施行規則<br>第36条第6号  | 指名した給水装置工事主任技術者に, 施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または, 当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。 |                               |
| 工事の施行に関する義務違反 | 第25条の11<br>第1項第5号 | 第25条の9 |                  | 給水装置の検査の際, 管理者の求めに対し, 正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。                       | 指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告 |
|               | 第25条の11<br>第1項第6号 |        |                  | 給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し, 正当な理由なくこれに応じず, または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。           |                               |
|               | 第25条の11<br>第1項第7号 |        |                  | 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え, または与えるおそれ大きいとき。                                    |                               |
| 不正申請          | 第25条の11<br>第1項第8号 |        |                  | 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。  | 指定の取消し                        |

※ 再犯の場合(2年程度)は第25条の3第1項第3号ニを適用とし, 指定の効力の停止6月以下または指定の取消しとする。

(2) 水道法違反に対する措置(主任技術者に関するもの)

| 違反項目         | 根拠条文          | 関係法令条文           | 違反内容  | 措置内容                          |   |
|--------------|---------------|------------------|---|-------------------------------|---|
| 主任技術者の職務義務違反 | 第25条の5<br>第3項 | 第25条の4<br>第3項第1号 | 給水装置工事に關する技術上の管理を行わないとき。                                      | 主任技術者免状の返納に係る国土交通大臣及び環境大臣への報告 |   |
|              |               | 第25条の4<br>第3項第2号 | 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。                                 |                               |   |
|              |               | 第25条の4<br>第3項第3号 | 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が第16条の規定に基づき政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとき。 |                               |   |
|              |               | 第25条の4<br>第3項第4号 | 施行規則<br>第23条第1号   |                               | 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないとき。                |
|              |               | 第25条の4<br>第3項第4号 | 施行規則<br>第23条第2号   |                               | 配水管から分岐して、給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。 |
|              |               | 第25条の4<br>第3項第4号 | 施行規則<br>第23条第3号   |                               | 給水装置工事の完了の連絡をしないとき。   |

(3) その他法令違反に対する措置

| 違反項目   | 根拠条文           | 関係法令条文             | 違反内容  | 措置内容           |
|--------|----------------|--------------------|---|----------------|
| 水の供給妨害 | 第51条<br>第1項第1号 | 刑法第147条<br>刑法第261条 | 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。              | 告訴             |
|        | 第51条<br>第1項第2号 |                    | みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。                           |                |
| 通水違反   |                | 刑法第233条<br>刑法第235条 | 承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態を通水可能な状態にしたとき。          | 告訴または過料        |
| 不法行為   |                | 民法第709条            | 故意または過失により企業局に損害を与えたとき。                             | 損害賠償請求または訴えの提起 |
| 使用者責任  |                | 民法第715条            | 被用者(雇用人等)が、使用者(雇主等)の業務執行の際に、本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。 |                |

(4) 条例違反に対する措置

| 違反項目      | 根拠条文           | 関係法令条文 | 違反内容                                    | 措置内容 |
|-----------|----------------|--------|---|------|
| 手数料納入義務違反 | 第40条<br>第1項第4号 | 第34条   | 詐欺その他の不正の行為により手数料の納入を免れようとしたときまたは免れたとき。 | 過料   |